

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

第一 内容

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（以下「日英協定」という。）の適確な実施を確保するため、日英協定に係る国外適合性評価事業の区分、当該国外適合性評価事業に係る認定の有効期間、当該認定の申請に係る手数料の額等を定めること。（本則関係）

第二 施行期日

この政令は、日英協定の相互承認に関する議定書が適用される日から施行すること。（附則関係）